

議題(2) 西原町乗合タクシー又は小型バスの実験的な運行の概要について

1. 運行ルート

モノレール首里駅、池田・小波津地域、西原町役場、西原マリパークを通るルートとする。(別添図参照)

2. 運行時間

午前6時30分から午後9時30分までとする。

(始発) 6:30 西原マリパーク発 (終発) 21:00 首里駅発

3. 運行本数

運行本数は35便(首里駅発17回、西原マリパーク発18回)とする。

通勤・通学時間帯は1時間に2本とし、それ以降は1時間に1本程度とする。

4. 運行期間

3ヶ月とする。ただし、利用者が少なく、運行することが困難な状況となった場合は、運行事業者の申し出を受けて、西原町公共交通会議会長と協議し運行を終了することができる。

5. 運賃及び料金について

運賃は、_____円均一とする。小児運賃(1歳から小学生)は、_____円とする。

6. 運行開始時期

9月～11月の3ヶ月を予定。

7. 運行主体について

運行主体については、協力事業者を募集し、地域公共交通会議で決定するものとする。(今回、運行経費に係る町からの補助金及び委託料はありません。)

平成20年7月9日(水)までを期限として、協力事業者の募集を行う。

8. 試験的な運行に係る事項の報告

運行事業者は試験的な運行に係る事項を公共交通会議に報告するものとする。

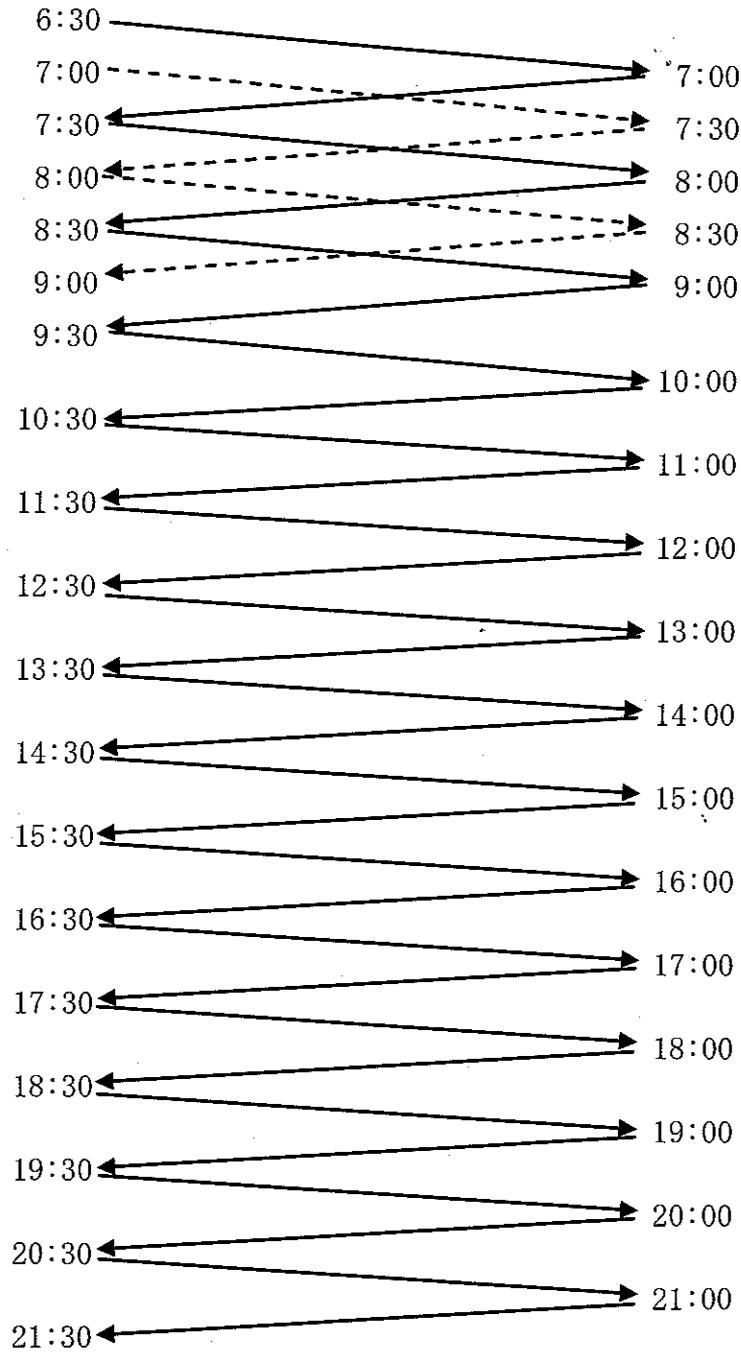
9. 停留所設置

仮バス停を設置し、既存のバス停留所がある場合には、その活用を基本とする。(バス協会と調整)

《運行時間及び車両のイメージ》

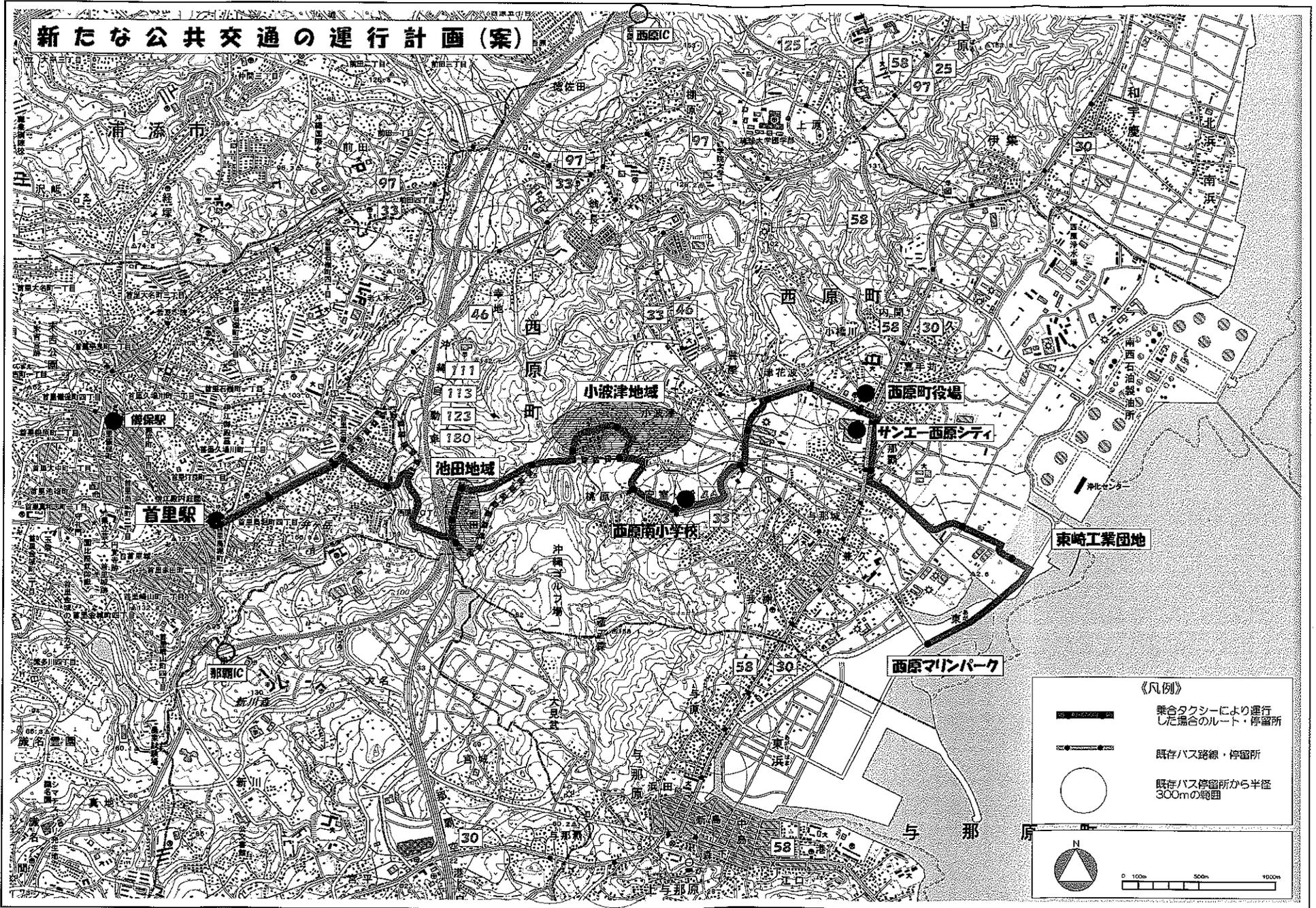
西原マリパーク

モノレール首里駅



車両 A → 車両 B →

新たな公共交通の運行計画(案)



《凡例》

-  乗合タクシーにより運行した場合のルート・停留所
-  既存バス路線・停留所
-  既存バス停留所から半径300mの範囲

